

令和4年8月24日

関川村

り災証明書で「半壊」「中規模半壊」「大規模半壊」と判定された方へ

被災した家屋の解体で発生した廃棄物の 運搬・処理の支援のご案内について

この度の豪雨により半壊以上の被害があった家屋を全部解体する場合、解体で発生した廃棄物の収集運搬及び処分は村で行います。

解体を予定している方は、事前に関川村役場住民税務課住民環境班までご相談ください。

【注意！！】

- ・対象となるのは、家屋の全部解体で発生した廃棄物の収集運搬及び処分です。家屋の解体費用は支援の対象になりません。
- ・リフォーム（一部解体）はこの支援の対象になりません。（被災者住宅応急修理制度など、他の制度の活用をご検討ください。）

解体



収集・運搬



処分



お問い合わせ先：住民税務課住民環境班 0254-64-1471